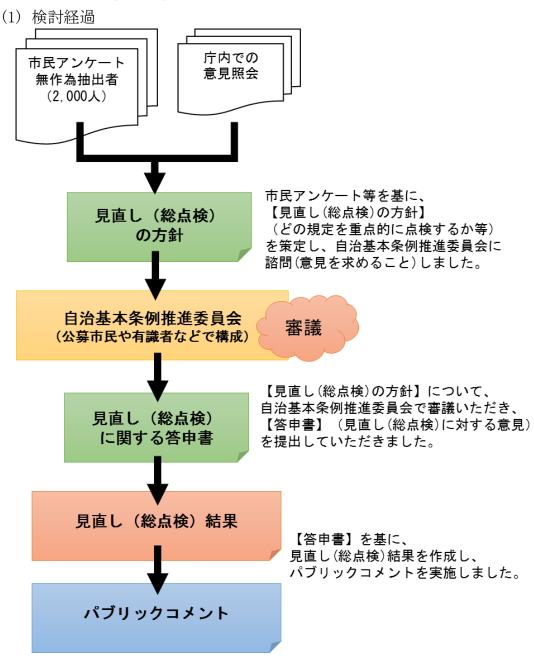
自治基本条例の見直し(総点検)結果 概要

1 見直し(総点検)の趣旨

自治基本条例は、厚木市の特色をいかしたまちづくりを行うためのルールとして、 厚木市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けています。

そのため、常に厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握し、この条例をその時代に適応しておくことが求められており、条例第 39 条第 1 項では、「市長は、(中略) 4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」と規定しています。

2 見直し (総点検) の検討経過等



(2) 市民アンケート調査結果概要

ア 紙アンケート

- (ア) 対象者 市内 18 歳以上の方 2,000 人 (無作為抽出)
- (4) 期 間 令和4年4月5日(火)~22日(金)
- (ウ) 回答数 489件 (24.5%)

イ インターネットアンケート

- (ア) 期 間 令和4年4月5日(火)~22日(金)
- (4) 回答数 2件
- (3) 自治基本条例推進委員会での審議及び答申(令和4年5月~8月)

「規定内容の時代や社会情勢との乖離(かいり)の有無」、「新たに設けるべき規定はないか」などに留意して検討と審議を重ね、その結果を市に答申しました。

なお、審議に当たっては、前回の見直し後、4年間行ってきた自治基本条例の 運用状況の点検結果と併せて、自治基本条例制定当時の考え方や、前回の見直し 結果を確認するとともに、市が行った市民アンケート調査の実施結果、庁内で行った意見照会の結果を参考に議論を進めました。

ア 自治基本条例の運用状況について

市は毎年度の点検及び評価結果を受けて改善に取り組み、その結果として概ね良好に運用されており、当委員会として特段の意見を付すような条文はありませんでした。

イ 自治基本条例の規定内容について

市から特に意見を求められた5つの条文については改正をする必要がないものとした一方で、社会情勢の変化に対応するよう逐条解説の内容を変更する必要があるものがありました。

- (4) パブリックコメントの結果
 - ア 実施期間 令和4年10月15日(土)から11月15日(火)まで
 - イ 意見をいただいた人数 1人
 - ウ 意見の件数 1件
 - エ 案に反映した意見の数 0件
- 3 見直し(総点検)結果

市民アンケート調査の実施結果、自治基本条例推進委員会からの答申等を受け、今回の見直し(総点検)については次のとおりとしました。

(1) 規定は、全て改正不要と判断しました。

主な理由

- ・条例の制定時に比べ、社会情勢の変化はあるが、現行の規定で十分網羅されているため。
- (2) 逐条解説は、9つの規定で文言整理等による改訂が必要と判断しました。